

東灘区地域文化資源活用等補助金交付要綱

(平成 24 年 4 月 1 日 神戸市東灘区長決定)

(趣旨及び目的)

第 1 条 この要綱は、東灘区内の地域の伝統文化資源であるだんじりによるパレード等の事業及びだんじりの保存に関する事業に要する経費を補助することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

2 この要綱は、補助事業を通じて、次世代への文化・芸術・歴史の継承を図り、地域のコミュニティづくりを推進するとともに、市内外に向けてまちの魅力を発信し、伝統文化及び観光の振興を図ることを目的とする。

(対象となる事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区内の 10 台程度のだんじりが参加し、区内を巡行する事業（以下「パレード事業」という。）
- (2) 東灘区制の節目を記念する等により、区内の大多数のだんじりが参加し、区内の広範囲にわたり巡行する事業（以下「記念事業」という。）
- (3) 東灘うはらまつりにおいて、だんじりの歴史や文化の継承に関する活動を広報する事業（以下「広報事業」という。）
- (4) 区内のだんじりを保管する小屋等に防災資機材（国家検定合格品の消火器及び消火用バケツ）を整備する事業（以下「防災資機材整備事業」という。）
- (5) その他区長が認める事業

(対象期間)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業の対象期間は、当該年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、その期間に実施した事業を対象とする。

(対象団体)

第 4 条 補助金の交付の対象となる団体は、宗教活動、政治的活動又は営利を目的としないかつ、反社会的勢力でない団体であり、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 概ね区民によって組織された団体
- (2) だんじりの歴史や文化について豊富な知識を持つ団体
- (3) その他区長が認める団体

2 第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定するパレード事業及び記念事業については、事業の実施経験があり、安全性に配慮して事業を完遂できる能力がある団体に限る。

3 第 2 条第 4 号に規定する防災資機材整備事業については、区内においてだんじりを維持管理する団体に限る。

(対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業団体が当該年度内に実績報告ができる経費を対象とする。

2 第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する事業に要する経費について、次の各号に掲げるものは補助金の交付の対象から除外する。

- (1) カレンダー・グッズ等の商品の作成に要する経費
- (2) 飲食費、懇親会費、慶弔費、交際費、レセプション費その他これらに類する経費
- (3) その他区長が認めない経費

3 第2条第4号に規定する防災資機材整備事業に要する経費について、次の各号に掲げる場合は、補助金の交付の対象から除外する。

- (1) 防災資機材の整備場所がだんじりを保管する小屋等以外の場所となる場合
- (2) 当該年度を含め、過去5年以内に当該補助に採択されている場合
- (3) その他区長が認めない場合

(補助金の額)

第6条 補助金の額は予算の範囲内とし、次の各号に掲げるとおり、第2条第1号から第4号に規定する事業ごとに定める。

- (1) 第2条第1号に規定するパレード事業については、1回の事業の実施につき500,000円を限度とする。
- (2) 第2条第2号に規定する記念事業については、当該年度の予算の範囲内で、区長が決定するものとする。
- (3) 第2条第3号に規定する広報事業については、20,000円を限度とする。
- (4) 第2条第4号に規定する防災資機材整備事業については、だんじり1台につき、その整備費の2分の1に相当する額かつ10,000円以内とする(100円未満切り捨て)。

(交付の申請)

第7条 申請団体は、第2条第1号から第3号に規定するパレード事業、記念事業及び広報事業について、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、区長が別途指定する期日までに、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号の1)
- (2) 事業計画書(様式第1号の1別紙)
- (3) 収支予算書(様式第1号の1別紙)
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 申請団体は、第2条第4号に規定する防災資機材整備事業について、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、区長が別途指定する期日までに、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号の2)
- (2) 防災資機材の整備場所の位置図
- (3) 対象となるだんじりの写真
- (4) 領収書の写し又は請求書の写しとその支払いを証する書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により、申請後、申請団体に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)

(2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により、申請団体に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他区長が必要と認める書類

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業団体は、第2条第1号から第3号に規定するパレード事業、記念事業及び広報事業について、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 補助事業変更承認申請書（様式第4号）

(2) 事業計画書（様式第4号別紙）

(3) 収支予算書（様式第4号別紙）

(4) その他区長が必要と認める書類

2 補助事業団体は、第2条第1号から第3号に規定するパレード事業、記念事業及び広報事業について、補助金規則第7条第1項第2号に掲げる承認を受けようとするときは、補助事業中止承認申請書（様式第5号）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前2項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助事業変更承認通知書（様式第6号）又は補助事業中止承認通知書（様式第7号）により、補助事業団体に通知するものとする。

4 天災地変等、補助事業団体の責めに帰さない事情により交付決定されていた補助対象事業を中止した場合は、区長が特に必要と認めた場合に限り、補助金規則第10条第1項ただし書きの規定により、補助対象事業を実施するために既に執行した経費のうち、区長が認める額の交付を受けることができる。

（実績報告書の提出）

第10条 補助事業団体は、補助金規則第15条に基づき、第2条第1号から第3号に規定するパレード事業、記念事業及び広報事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに区長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第8号）

(2) 事業完了報告書（様式第8号別紙）

(3) 収支決算書（様式第8号別紙）

(4) 領収書の写し、その他収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料

(5) その他区長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 区長は、第2条第1号から第3号に規定するパレード事業、記念事業及び広報事業について、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、第10条に規定する補助事業実績報告書（様式第8号）を受理後、補助事業団体に通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第9号）

(2) その他区長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第12条 補助事業団体は、第2条第1号から第3号に規定するパレード事業、記念事業及び広報事業について、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を前条の補助金額確定通知書（様式第9号）を受領後、速やかに区長に提出しなければならない。

2 補助事業団体は、第2条第4号に規定する防災資機材整備事業について、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を第8条第1項に規定する補助金交付決定通知書（様式第2号）を受領後、速やかに区長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 区長は、補助事業団体から第12条に規定する補助金請求書（様式第10号）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算交付）

第14条 補助事業団体は、第2条第2号に規定する記念事業について、補助金規則第18条第2項に基づき補助事業の完了前に概算交付を受けようとするときは、補助金概算交付請求書（様式第11号）を第8条第1項に規定する補助金交付決定通知書（様式第2号）を受理後、速やかに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は概算交付の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求に係る補助金を補助事業団体に支払うものとする。

3 区長は、補助金規則第20条第2項に基づく返還が発生する場合は、補助事業団体から第10条に規定する補助事業実績報告書（様式第8号）を受理後、第11条に規定する補助金額確定通知書（様式第9号）及び納付書を送付し、ただちに返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 区長は、補助金規則第19条による補助金の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該補助事業団体に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（施行細目の委任）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日に施行する。

この要綱は、平成28年4月1日に施行する。

この要綱は、令和3年4月1日に施行する。

この要綱は、令和3年10月1日に施行する。